

岩手県告示第337号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和2年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地		担当する自立支援医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
訪問看護ステーション ファミリー	宮古市黒森町2番22号 ハイツ黒森103号	宮古市山口二丁目3番 13号	精神通院医療	令和2年4月1日